

## 介護老人保健施設 かまくら 利用料金表

短時間デイケア・予防デイケアサービス

★要介護1～5

単位:円 令和元年 10月より

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	摘要
サービス費 (1日あたり)	1割	360	418	476	534	593	居宅サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション等、その他必要なサービスを提供。
	2割	719	836	951	1,068	1,185	
	3割	1,079	1,254	1,427	1,602	1,778	
食費	1日	700(昼食)					おやつは昼食代に含む。
1日あたりの 基本料金	1割	1,060	1,118	1,176	1,234	1,293	
	2割	1,419	1,536	1,651	1,768	1,885	
	3割	1,779	1,954	2,127	2,302	2,478	

★要支援1・2

単位:円 令和元年 10月より

要介護度		要支援1	要支援2	摘要
サービス費 (1月あたり)	1割	1,864	3,936	居宅サービス計画に基づき、医学的管理・看護のもと、介護やリハビリテーション等、その他必要なサービスを提供。
	2割	3,728	7,872	
	3割	5,592	11,807	
食費	1日	700(昼食)		おやつは昼食代に含む。
1月あたりの 基本料金 (週2回利用した 場合)	1割	7,464	9,536	
	2割	9,328	13,472	
	3割	11,192	17,407	

## ★その他 加算料金(デイケア)

単位:円 令和元年 10月より

負担割合		1割	2割	3割	
リハマネジメント加算 I	1月	358	715	1,072	月に4回以上リハビリを行う場合に算定。
リハマネジメント加算 II 1	1月	921	1,841	2,762	月に4回以上リハビリを行い、月1回リハビリテーション会議を開催した場合に、同意を得た月から6月以内に算定。
リハマネジメント加算 II 2	1月	574	1,148	1,722	月に4回以上リハビリを行い、同意を得た月から6月を超えた月から、3月に1回リハビリテーション会議を開催した場合に算定。
短期集中個別リハ加算	1日	120	239	358	短期集中個別リハビリテーションを行った場合。
認知症短期集中リハ加算 I	1日	260	520	780	認知症短期集中リハビリテーションを行った場合。
認知症短期集中リハ加算 II	1月	2,080	4,159	6,238	認知症短期集中リハビリテーションを行った場合(リハマネジメント加算 II～IVを算定している場合に限る)。
生活行為向上リハ加算1	1月	2,166	4,332	6,498	リハビリを計画的に行い、生活向上を支援した場合(開始日から起算して3月以内の期間に行われた場合)。
生活行為向上リハ加算2	1月	1,083	2,166	3,249	リハビリを計画的に行い、生活向上を支援した場合(開始日から起算して3月超6月以内の期間に行われた場合)。
栄養改善加算	1月 (2回まで)	163	325	488	栄養ケア計画に定める栄養改善サービスを実施した場合。
口腔機能向上加算	1月 (2回まで)	163	325	488	口腔ケアを行った場合。
重度療養管理加算	1日	109	217	325	要介護3・4又は5の方であって、厚労省の定める状態にある方に対して処置を行った場合。
中重度者ケア体制加算	1日	22	44	65	要介護3・4又は5の方の割合が通所の100/30以上の場合(前年度)。
送迎減算	片道	-51	-102	-153	施設送迎を行わなかった場合。
社会参加支援加算	1日	13	26	39	ADLが向上し、社会参加を維持できる等の質の高い通所リハビリを提供した場合。
サービス提供体制強化加算 I 1	1日	20	39	59	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合。
介護職員処遇改善加算 I	1月	ご利用単位により異なります			厚労省の示す基準を満たしている場合。
介護職員等特定処遇改善加算 I	1月	ご利用単位により異なります			厚労省の示す基準を満たしている場合。

## ★その他 加算料金(予防デイケア)

単位:円 令和元年 10月より

負担割合		1割	2割	3割	
運動器機能向上加算	1月	244	488	731	運動器機能向上計画を立ててリハビリを行った場合。
リハマネジメント加算	1月	358	715	1072	月に4回以上リハビリを行う場合に算定。
口腔機能向上加算	1月	163	325	488	口腔ケアを行った場合。
栄養改善加算	1月	163	325	488	栄養ケア計画に定める栄養改善サービスを実施した場合。
事業所評価加算	1月	130	260	390	厚労省の示す基準を満たしている場合。
サービス提供体制強化加算 I 11	1月	78	156	234	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合。(要支援1の方)
サービス提供体制強化加算 I 12	1月	156	312	468	介護職員の総数の50%以上が介護福祉士の資格保持者である場合。(要支援2の方)
介護職員処遇改善加算 I	1月	ご利用単位により異なります			厚労省の示す基準を満たしている場合。
介護職員等特定処遇改善加算 I	1月	ご利用単位により異なります			厚労省の示す基準を満たしている場合。